

# しょうがいしゃじりつしえんほう 障害者自立支援法の

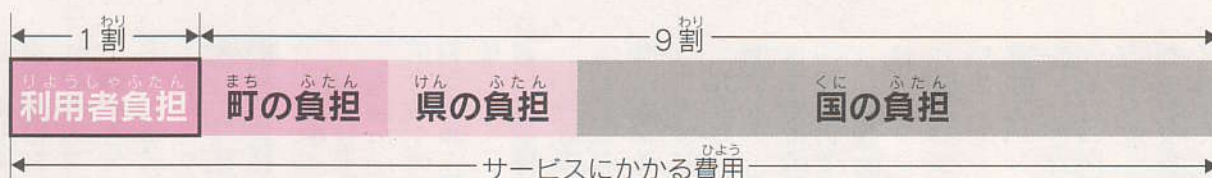
今回は、前回お知らせしたサービス（支援）のうち、障害福祉サ

## しょうがいふくし サービスをりようしたときにかかるとるひよう

障害福祉サービスとは、これまで障害児・者に「支援費制度」と呼ばれる制度の中で提供されてきた  
 居宅支援（居宅介護、デイサービスなど）、施設支援（通所・入所）のことです。

4月から「障害者自立支援法」が始まると、サービスにかかった費用の1割を利用者が、残りの9割を町  
 や国が負担します。

### ●サービスにかかるとるひようふたんのしくみ



ただし、利用する方の負担が重くなりすぎないように所得に応じて1割負担の上限額が決められています。  
 所得区分は下の表のように4つに分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

### ●利用者負担の上限額

所得区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で利用者または利用児の 保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で利用者または利用児の 保護者の年収が80万円を超える人	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円



☆同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合は、一人一人の負担を合算した額がこの上限額  
 を超えた場合は、高額障害福祉サービス費として支給されます（償還払いになります）。

☆資産が一定以下の人は、申請により個別の減免や社会福祉法人の利用者負担の軽減が受けられます。

### ●施設でサービスを利用したときは…

上記の利用者負担のほかに、施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

ただし、施設入所者で所得区分が生活保護、低所得1、低所得2の人は、申請により補足給付が行われ  
 負担が軽減されます。

# 自己負担額について

ービスと自立支援医療にかかる自己負担額についてお話しします。

## 自立支援医療を受けたときにかかる費用

特定(とくてい)の障害(しょうがい)に対する医療(いりょう) (更生医療(こうせいいりょう)、育成医療(いくせいりょう)、精神通院医療(せいしんつういんいりょう)の3つ)は、今まで負担(ふたん)の割合(わりあい)や計算(けいさん)のしかた(かた)がそれぞれ違(ちが)いました。これが4月に一本化(いっぽんか)され「自立支援医療(じりつしえんいりょう)」となります。対象(たいしょう)となる病気(びょうき)の範囲(はんい)はこれまでと変わりません。指定(してい)の医療機関(いりょうきかん)で医療(いりょう)を受けた場合(ばあい)、どの障害(しょうがい)の人も医療費(いりょうひ)の1割(わり)が自己負担(じごふたん)となりますが、世帯(せたい) (同じ医療保険(いりょうほけん)に加入(か)入(にゅう)している家族(かぞく) )の所得(しよく)などの状況(じょうきょう)に応じて上限額(じょうげんがく)が決められ、負担(ふたん)が重(おも)くなりすぎないようになっています。



### ●医療費の負担上減額

所得区分(しよくくぶん)	対象となる人(たいしょうとなるひと)	上限額(月額)(じょうげんがく(げつがく))
生活保護(せいかつほご)	生活保護世帯の人(せいかつほごせたいのひと)	0円(0えん)
低所得1(ていしよく1)	市町村民税非課税世帯で障害者(18歳未満の場合は保護者)の年収が80万円以下の人(しちやうそんみんぜいひがせいのせたいでしょうがいしゃ(18さいまひんのばあいはほごしゃ)のねんしゅうが80まんえんいかにひとのひと)	2,500円(2,500えん)
低所得2(ていしよく2)	市町村民税非課税世帯で障害者(18歳未満の場合は保護者)の年収が80万円を超える人(しちやうそんみんぜいひがせいのせたいでしょうがいしゃ(18さいまひんのばあいはほごしゃ)のねんしゅうが80まんえんをこえるひと)	5,000円(5,000えん)
中間所得(ちゅうかんしよく)	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円未満の世帯の人(しちやうそんみんぜいひがせいのせたいでじゆうみんぜいひがく(しよくわり)が20まんえんまひんのせたいのひと)	医療保険の自己負担限度額と同額(いりょうほけんのじごふたんげんどうがくとどうがく)

中間所得以上の人でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。  
 例えば  
 ・統合失調症、躁うつ病、うつ病、腎臓機能障害、小腸機能障害などの人  
 ・医療保険の高額多数該当者

対象となる世帯(たいしょうとなるせたい)	上限額(月額)(じょうげんがく(げつがく))
市町村民税額(所得割)が2万円未満(しちやうそんみんぜいひがく(しよくわり)が2まんえんまひん)	5,000円(5,000えん)
// 2万円以上20万円未満(2まんえんいじやう20まんえんまひん)	10,000円(10,000えん)
// 20万円以上(20まんえんいじやう)	20,000円(20,000えん)

一定所得以上(いっていしよくいじやういじやう)	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円以上の世帯の人(しちやうそんみんぜいひがせいのせたいでじゆうみんぜいひがく(しよくわり)が20まんえんいじやうのせたいのひと)	自立支援医療費支給の対象外(じりつしえんいりょうしきやうたいしょうがい)
-------------------------	---	--------------------------------------

- ☆支給を受けるには町への申請が必要です(18歳未満については保健所)。
- ☆18歳未満の人の育成医療については窓口での支払いが急に多くならないように経過措置があります。

### ●入院時の食事代は…

入院している人の食事代は、通院との公平を図る観点から原則自己負担となります。



→次回は、障害福祉サービスの利用のしかたについてです。